

俵 志江

岡山大学大学院保健学研究科 博士後期課程

地域包括支援センターの連携の実態と社会資源創出に関する研究

地域包括支援センター（以下、センター）は平成 18 年 4 月に改正された介護保険法によって介護予防に重点が置かれ、地域での高齢者を連続した存在として支援していくことができる拠点として設置された。職員として社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の 3 専門職を配置することが定められている。センターには地域の関係者・関係機関と共に地域包括ケアシステムを作る役割があり、そのためには連携と、求められる社会資源の創出が必要である。現時点ではセンターにおける連携や社会資源の創出の実態に関する研究はされていない。

目的：①センターの 3 専門職（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）の連携及び社会資源創出に関する実態を把握する。②3 専門職の連携活動を評価し、社会資源創出の有無によって比較しその傾向を明らかにする。

方法：全国のセンターから市区町村の規模により系統的無作為抽出した 1324 ヶ所に所属する 3 専門職を対象とし、郵送による自記式質問紙法を実施した。調査内容は職員属性、職場属性、連携の有無（関係機関 18 項目、関係者・専門職 20 項目）、連携活動評価尺度（筒井：2003）、社会資源創出経験の有無とした。調査機関は 2009 年 6 月～8 月であった。

結果：返送数は 601 ヶ所(45.4%)、有効回答を得たセンター数は 436 ヶ所(32.9%)、回答者数は 880 人であった。①連携の有無については、居宅介護支援事業所や介護支援専門員など介護保険サービス提供に関する機関及び専門職との連携は多かったが、精神保健福祉センターや障害者相談支援事業所のような専門相談機関や弁護士、司法書士など法的専門職との連携が少ない傾向があった。②社会資源の創出経験のある者はない者に比べ、連携先の数が有意に多く、連携活動得点も有意に高かった (t 検定、 $p < .0.1$)。